

# I 職業紹介事業

平成 24 (2012) 年度の建設投資は約 44 兆円 (一般財団法人建設経済研究所調査) で、ピーク時の平成 4 (1992) 年度の約 5 割まで低下している。主に建設産業に従事する労働者が多い当地域の雇用環境は、この状況を反映し、厳しい状況が続いている。

平成 24 (2012) 年度も、求職相談を行い適格者紹介に努めた。現金求人と契約求人の合計は、平成 23 (2011) 年度に比べ 4.1% の増加であった。

その内、寄場での相対紹介による現金求人と契約求人の合計は延べ 519,793 人で、平成 23 (2011) 年度に比べ 3.9% の増加となっている。また、求人があるのに充足できないという状況が平成 22 (2010) 年度から顕著になってきている。これは平成 20 (2008) 年 9 月のリーマンショックを契機とする長期間にわたる大幅な求人減の中で、困窮した労働者が事業所の宿舎に長期滞在したり、生活保護を受給するなど、有技能者を含め、求職者が減少したことによるものと考えられる。

平成 24 (2012) 年 4 月から、新たに窓口での現金紹介を開始した。就労経路の正常化の方策の一つととらえ、「現金紹介希望者リスト」を作成しマッチングを進めた。

新しく地域に来た人や、より安定した雇用を求める人に対して、総合支援を行った。当面の生活を維持・立て直すことを求めている人には「つなぎ就労」を紹介し、建設業での就労経験がない人には、建設業以外の一般求人の中から適格者紹介を行った。

大阪府は初めての試みとして、平成 24 年 9 月から緊急雇用創出基金を活用し、「あいりん地域日雇労働者他職種転換常用雇用人材育成支援事業」を実施した。無料職業紹介所として、事業を受託した事業所と連絡を密にとりながら、就労希望者への総合支援・紹介を行った。

東日本大震災に伴う災害復旧工事や除染作業については、採算が合わないことや宿舎の確保が難しいとの理由で、依然として多くの事業所が見合わせている。高度経済成長期に集中的に進められたインフラの補修や震災対策にも注目が集まっているが、当地域の雇用環境への影響は、わずかにとどまっている。

## 1 職業紹介 (就労あっせん)

### (1) 相対紹介による現金求人 (現金払いの日々雇用)

地域の求人は、長年、建設業が主軸となっており、平成 24 (2012) 年度も建設業が 89.4% を占めている。

早朝時の就労あっせんは、求人者と求職者が「求人プラカード」を介して直接話し合い、雇用関係を成立させる「相対紹介」方式を採っている。未充足となった技能職求人は、詰所でのマイク放送による求人案内を行った。

平成 24 (2012) 年度の日雇紹介は 46,372 件 312,800 人で、経験豊富な労働者が必要とされており、平成 23 (2011) 年度比 0.3% の増加となった。

産業別では運輸業が 14,227 人で 8.9% の減、建設業は 279,786 人で 4.1% の増、製造業は 3,620 人で 33.9% の減、その他産業は 15,167 人で 31.4% の減となった。

[第 1 表-1~7、図表①~⑤]

### (2) 相対紹介による契約求人 (30 日以内の雇用)

求人者と求職者が「求人プラカード」を介して直接話し合い、雇用関係を成立させる「相対紹介」方式により、30 日以内の期間を定めて雇用する契約雇用の紹介を行っている。

平成 24 (2012) 年度においては、事業所は労働者を確保するため、契約求人により充足を図ろうとする傾向を反映し、相対紹介による契約求人・紹介は 1,552 件 13,123 人、延べ 206,993 人で、平成 23 (2011) 年度比 9.8% の増加となった。

[第 2 表-1、第 2 表-1-①、図表⑤・⑥]

### (3) 窓口紹介による契約求人 (30日以内の雇用)

事務所窓口にて求人票を掲示する「窓口紹介」でも、30日以内の期間を定めて雇用する契約雇用の紹介を行っている。

紹介した者が採用されたかどうかの問合せや、就労状況の確認などを行うことにより、窓口紹介に対する事業所からの信頼が高まるよう努め、事業所のさらなる利用を促している。

一方で、相対紹介で充足できなかった求人を、窓口紹介にも併用する事業所が増えた。紹介を行うにあたっては適格者紹介に努めたが、寄場で未充足であった求人には労働者の関心が薄く、充足できない要因になっている。

平成24(2012)年度の窓口紹介による契約求人は928件2,607人、延べ45,660人で、平成23(2011)年度比6.4%の増加となった。

紹介は、463人、延べ8,961人で、平成23(2011)年度比27.1%の減少となった。

[第2表-1、第2表-1-②、図表⑤・⑥]

### (4) 窓口紹介による現金求人 (現金払いの日々雇用)

求人のために寄場に出向くことのできない事業所にとっては、「相対方式」だけでは労働者を直接雇用する機会が狭まる結果となっていた。

平成24(2012)年度に、新たに窓口での現金紹介を開始するにあたって、事業所への周知を図りつつ、就労を希望する労働者からの求職相談を行った。

紹介は、一斉紹介を基本とし、翌日分の紹介を行った。

新たな試みとして実施した意義は大きいですが、事業所への周知が十分でなかったため求人自体が少なく、労働条件も相対紹介による現金求人とほとんど変わらない面があった。

平成24(2012)年度の窓口紹介による現金求人は155件278人で、紹介は143名となった。

[第2表-2]

### (5) 一般求人・紹介 (30日を超える長期の雇用)

「窓口紹介」では、雇用の定着・安定を図るため、平成22(2010)年度から一般雇用保険に加入している事業所からの一般求人を掲示し、常用を含め安定的雇用の紹介に努めている。

一般求人は、賃金の支払い方法が月払いであったり、保証人が必要であるなどの条件があり、即時に現金収入がないため、地域の労働者にとってはハードルが高く、多くの求人が充足できなかった。

平成24(2012)年度は、職種転換や総合支援、建設業以外の職種を希望する人に対応する求人開拓などにより、1,072人の求人を確保したが、紹介は80人であった。平成23(2011)年度比では求人49.7%の増、紹介は同数であった。

[第3表]

### (6) 「求人情報」等の提供

求人情報の提供は、職業紹介所の義務となっている。このため、現金・契約及び一般求人の雇用条件等の一覧を作成し、労働者等に提供した。

また、ホームページやモニターを活用し、窓口の求人情報を掲載している。

また、年3回(7月・10月・2月)、職種ごとに賃金の調査をまとめている。求職者が労働条件を判断したり、事業所が求人する際の参考として活用されるなど、必要な情報提供を行っている。

## 2 高年齢者職業紹介

厳しい雇用状況が続く中、地域の高年齢労働者の就労機会が狭まっているため、安定的な就労機会の確保を目指し、高年齢労働者に対して紹介業務を行った。また、高年齢者向けの求人開拓・勧奨に努めるとともに、個別に職業相談を行った。

### (1) 高年齢者紹介

#### ① 契約求人・紹介（30日以内の雇用）

窓口紹介による契約求人の内、高年齢者を紹介したのは279人、延べ4,498人で、平成23（2011）年度比37.5%の減少となった。

また、55歳以上を対象とした高年齢者（限定）求人は、相対紹介を含め301件431人、延べ5,032人で、平成23（2011）年度に比べて31.7%減少した。紹介は420人、延べ5,021人で、平成23（2011）年度より31.7%の減少となった。

高年齢者紹介及び高年齢者（限定）紹介の合計は699人、延べ9,519人と平成23（2011）年度比34.6%の減少となった。〔第5表、図表⑦〕

#### ② 一般求人・紹介（30日を超える長期の雇用）

平成24（2012）年度の高年齢者紹介は10人（平成23（2011）年度は33人）で、高年齢者（限定）の求人・紹介は無かった。〔第5表〕

### (2) 高齢者特別清掃事業（特掃）等の輪番紹介

就労が困難な地域の高年齢日雇労働者（55歳以上）を対象に、大阪府・大阪市による高齢者特別清掃事業（特掃）が実施され、登録制により輪番で紹介を行った。

登録については、平成24（2012）年4月の登録では1,486人であった。9月に行った追加登録は64人で、10月からの登録者数は1,550人となった。

#### ① 高齢者特別清掃事業（特掃）

平成24（2012）年度は、延べ59,632人の求人に対して同数の紹介を行った。求人・紹介数は、平成23（2011）年度比1.1%の減少であった。

輪番の回数は、平成24（2012）年度は65回となり、一人当たり月平均約5回の就労となった。〔第6表-1、図表⑦・⑧〕

#### ② あいりん労働福祉センター就労斡旋機能向上事業（センターガードマン）

大阪府が寄場機能の回復向上を目的として実施する事業に対して、登録労働者に輪番紹介を行った。

平成24（2012）年度は、2,600人、延べ7,800人を紹介しており、就労は2,579人、延べ7,511人で、就労率は96.3%であった。〔第6表-2、図表⑧〕

## 3 職業相談

### (1) 求職相談

紹介窓口を訪れた求職者の主な内容は、求人条件の説明など求職相談が延べ4,703人、求職票に基づく求職受付が892人、紹介票の交付は682人であった。その他、労働者の就労支援のための電話番号調べや電話の取次ぎは722件であった。

新しく地域に来た人や、より安定した雇用を求める人に対して、就労希望者の職歴や希望職種・連絡方法等を確認し、本人の適性把握に努めた。とくに、新たに開始した窓口の現金

求人希望する人には、相談記録の作成・「利用者カード」の発行を行い、「希望者リスト」に載せた。

さらに、求職相談だけでなく個別支援を必要とする人には、窓口の一般求人紹介に結びつけ、紹介が困難な場合は、労働福祉課を通じ、他機関への誘導を含めた対応を行った。

〔第4表〕

## (2) 高年齢者職業相談

地域の高年齢労働者は、建設業での就労機会が減少しているため、警備業・清掃・ビルメンテナンス等に求人開拓を行うとともに、労働者の状況を個別に聞き取り、高年齢者相談記録を作成して適格者紹介に努めた。

平成24(2012)年度の職業相談等は合計1,092件で、内、新規で相談記録を作成したのは21件であった。

〔第7表〕

## 4 求人開拓事業

平成24(2012)年度は、従来からの日雇求人の確保に加え、職種転換や常用就職、総合支援を求める労働者の就労機会を確保するため、高年齢者や技能講習受講者の安定的な雇用につなげられる、幅広い雇用形態の求人開拓に努めた。

平成24(2012)年度の求人開拓・勧奨は、年間9,078件であった。また、事業所訪問は年間404社であった。

〔第8表-1~2〕

### (1) 新規開拓

ハローワークの求人情報や各種求人情報誌、インターネットなどあらゆる媒体からの情報収集を行い、建設業をはじめ運輸・林業・警備・清掃等のさまざまな業種の事業所に対し、年間1,432社へ求人開拓・雇用勧奨文書を送付した。

### (2) 雇用勧奨

#### ① 一般雇用勧奨

近年、求人実績の無い登録事業所に対して、訪問や電話などで雇用勧奨を行った。また未登録で地域から日雇労働者を雇用している事業所には、登録要請をして雇用勧奨に努めた。

さらに、平成23(2011)年度で終了した緊急雇用創出基金事業等関連事業所に、雇用勧奨文を送付し、一般雇用での求人を要請した。また、2月には、あいりん労働公共職業安定所に協力を依頼し、安定所が送付する日雇雇用保険印紙購入通帳の更新依頼文書に、雇用勧奨文を同封して304社に送付した。

#### ② 高年齢者雇用勧奨

警備業・清掃業・軽作業を中心に、センター登録事業所及びハローワークや無料求人情報誌などに掲載している91の事業所へ求人開拓・勧奨を行った。

〔第7表、第8表-2〕

## 5 就労正常化事業

### (1) 事業所指導

#### ① 事業所登録指導

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(建労法)」の趣旨に基づき登録を進めるとともに、特に地域労働者を雇用している未登録事業所に対して日雇雇用保険についての周知を図

り、登録の促進に努めた。

また、雇用期間の定めのない求人を希望する事業所には、事業所の実態を確認するため、労働保険料納付書兼領収証やハローワークへの求人票の提出を求めた。

平成 24 (2012) 年度の新規登録は、日雇登録 8 社、一般登録 25 社の合計 33 社となり、平成 24 (2012) 年度末現在の有効登録は 1,038 社となった。

一方、登録の抹消は 64 社あった。抹消理由の内訳は、事業廃止・倒産が 32 社、所在不明によるものが 22 社、当地域からの雇用を止めたものが 10 社となっている。

〔第 8 表-1~6、図表⑨〕

## ② 事業所指導

登録事業所に対し、日雇印紙購入通帳の更新や建設業退職金共済への加入について働きかけを行った。

また、雇用条件違反などを犯した事業所には、適切な労働契約を取り結ぶよう、電話や訪問で指導を行っている。訪問・電話・文書を通じて事業実態を把握し、労働者に確かな事業所情報が提供できるよう、登録内容の確認等を 5,661 件行った。

〔第 8 表-2〕

## ③ 事業所懇談会

事業所懇談会は、センターの事業に対する理解と協力を要請するとともに、求人活動の円滑化を図り相互の理解が図れるよう、登録事業所を対象に年一回開催している。

平成 24 (2012) 年度は、6 月 28 日 (木) に 17 事業所、19 人の参加を得て開催した。

懇談会では、センターから「あいりん地域の変遷をふり返り、今後の紹介事業を考える」をテーマにした講演と「労働者への総合的支援をめざした新たな事業の展開」についての報告を行った。

## ④ 登録事業所への調査

### < 宿舎調査 >

毎年、地域労働者の就業実態を把握するため、求人事業所へ、電話・FAXなどで「宿舎調査」を行っている。平成 24 (2012) 年度は、平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月までに求人であった 264 社に対して、求人動向・宿舎の状況・人手の確保などの聞き取りを行ない、241 社から回答を得た。

〔第 8 表-9〕

### < 雇用保険調査 >

平成 25 (2013) 年 3 月に、雇用保険印紙購入通帳の更新及び加入を依頼する文書を登録事業所 305 社に送付し、更新状況の報告を求めた。3 月末時点で 56 社から回答があった。その内容は「更新済み」33 社、「更新予定」21 社、「すでに返納している」2 社となっている。なお、未更新事業所に対しては、個別に更新の要請を行っている。(5 月末現在、245 社の更新を確認している。)

〔第 8 表-10〕

## (2) 就労正常化の促進

就労正常化の要である労働条件の明示は、センターへの求人の申し込みと、その条件を記載したプラカードの発行によって行われている。平成 24 (2012) 年度の発行数は、2,739 件、5,369 枚で、平成 23 (2011) 年度より 12.3%の増加となった。

〔表 8-1〕

### ① 就労正常化促進特別指導

就労あっせんの正常化を図るため、早朝時の指導の他に就労正常化促進特別指導日(就労正常化)を設け、求人状況の把握、登録指導、プラカードの掲示指導等を行った。

平成 24 (2012) 年度の「就労正常化」は 17 回実施した。

平成 20 (2008) 年度から予めプラカードを作成することにより、迅速に事業所へ手渡すことができ、プラカードの掲示数及び掲示率は向上してきている。

就労正常化促進特別指導日での指導件数は、募集状況の把握を含め、延べ 881 事業所である。プラカード掲示は、延べ 420 件であった。掲示率は 26.5%で、前年度の 24.2%と比べ 2.3%の増となった。

〔第 8 表－ 1、 7〕

## ② 無届求人指導

建労法に基づき、周辺路上で無届の求人をしている事業所に対して、週 2 回程度の指導日を設け、登録指導とプラカード掲示の促進指導を行った。

平成 24 (2012) 年度は、募集状況の把握を含めた巡回指導を 92 回、延べ 1,890 事業所に対して行った。求人担当者からは「生活保護受給者の増加により、契約雇用を希望する労働者が減少し、労働者の確保が困難になっている。」との話があった。

こうした指導を行った結果、私製プラカード及びプラカードの無掲示は、延べ 605 件 28.0%に止まっている。

〔第 8 表－ 1、 8〕

## Ⅱ 労働福祉事業

### 1 総合受付と支援

センターへ相談にくる労働者の主訴の多くは求職であるが、さまざまな課題（交通費・緊急の宿泊先・健康医療・社会保険・住民票・家族とのつながり等）を抱えている。加えて、労働災害や賃金未払いが発生すれば、たちまち全面的な困窮状態に陥る。センターでの就労支援は、そうした相談に対応するものとして展開してきた。

このため、相談者一人ひとりの状況を聴き取り、本人の状況をよく把握しながら必要な支援を適切かつ継続的に実施できるよう、総合支援事業を実施している。技能講習の受講援助や登録事業所への職業紹介はもとより、さまざまな地域資源を活用することにより、労働者が安定した就労生活を送れるようサポートしている。

平成 24（2012）年 3 月から「総合受付」を開設し、相談をワンストップで対応し、課・係を超えた総合支援に力を注いでいる。（平成 24 年度は、新規 626 件、合計 1,238 件）

平成 24（2012）年度の「総合支援」の新規相談は 122 人で、前年度からの継続した相談を含め、延べ 594 件の相談を行った。就労自立した生活を継続または回復できるよう、緊急支援（労働福祉係）、就労支援（紹介係・高齢者班・事業所調整係）、技能講習（技能講習係）等の複合的な支援を連携して行った。

また、その中には、他職種への常用雇用を図るため大阪府の人材育成支援事業に参加した者が 24 人含まれ、内、11 人が常用就職した。

居所が定まらず、連絡先が無い就労困難者については、職業紹介・就労支援が一層必要とされているため、あいりん地域周辺の社会資源を活用・連携し、労働者に寄り添いながら支援した。  
〔第 11 表、第 11 表①〕

#### ■ 総合支援新規相談者の主な特徴

- ・「40 歳代以下」の人が 73 人（59.8%）、平均年齢 42.8 歳と相対的に若い。（前年度 44.8 歳）
- ・野宿経験者が 33 人（27.0%）、所持金も少なく生活の困窮状態での相談も 39 人（32.0%）と多く、切羽詰った状況を打開したいと「総合受付」に来所されていることが窺われる。
- ・「主訴」（来所の目的）の内訳を見ると、「求職」相談が 104 人（85.2%）、「技能講習を受けたい」が 22 人（18.0%）と就労に関わる目的での来所が突出している。
- ・それに対して、総合支援の中で実施した具体の支援は、必要に応じて「あいりん地域での求職方法や求人状況、地域資源の説明」をした上で、「日雇い仕事を紹介した」が 42 人（34.4%）、「常用仕事につなげた」が 24 人（19.7%）で、求職を目的に来所した 104 人に対し、66 人（内 5 人は、日雇・常用とも紹介）に紹介した。
- ・それに付随して、各種の緊急支援（短泊・小口・作業着や衣類等の支給・診療依頼書発行）も延べ 93 人に上った。
- ・生活保護・自立支援センターへの入所・借金等の解決のため、他の支援団体、行政機関等への誘導、活用が 26 人（内 4 人は、重複した支援）であった。

① 主訴（来所目的）

求 職	技能講習	生活保護	住 居	医 療	日 雇 手 帳	小 口
104	22	4	21	7	4	15
85.2%	18.0%	3.3%	17.2%	5.7%	3.3%	12.3%
戸籍住民票	借金問題	そ の 他				
7	8	9				
5.7%	6.6%	7.4%				

※ 複数回答有り

② 具体の支援内容

求職方法 等 説明	日雇仕事を 紹介	常用就職 を紹介等	技能講習 受 講	短泊・簡宿 紹 介	小口貸付	物品支給
55	42	24	19	30	33	22
45.1%	34.4%	19.7%	15.6%	24.6	27.0	18.0
診療依頼書 発 行	住 民 票 取 得 等	日雇手帳 作成援助等	カウんセ リ ン グ	行政機関等 へつなぐ	支援団体等 へつなぐ	そ の 他
8	4	6	14	11	15	8
6.6%	3.3%	4.9%	11.5%	9.0%	12.3%	6.6%

※ 複数支援有り

■ 総合支援事例

【Aさん 39歳】

中学卒業後、理髪業の見習い、18歳より自衛隊に入隊、その後離職し建設、土木業の作業員として従事する。西成区の簡易宿所に転居し、あいりん地域より日雇いの現金や契約での就労を繰り返していた。その後、A市の環境事業所での清掃補助業務に従事する。

2012年7月に住民票の設定等のため来所。住所の設定、日雇雇用保険手帳作成の援助、日雇（現金、契約）の紹介、A市の環境事業所の継続の紹介も行う。

日雇就労から長期雇用の就労を提案したが、当面は日雇就労の継続を希望。現在も日雇で就労従事している。その他、センターから援助としては交通費の援助など、現在も継続的、包括的支援を継続している。

対応した係＝労働福祉係・紹介係

【Bさん 47歳】

職歴は、印刷会社2年、大手家電メーカー10年、衣服販売、営業に4年勤務。その後、退職し2000年頃、あいりん地域より日雇の建設・土木業に従事。

2012年11月、求職相談時に日雇就労から長期雇用の就労を提案したところ、強く希望したので、11月から大阪府人材育成支援事業に参加し、長期雇用の介護事業会社に就職した。

その他、センターから援助として、短泊の紹介、交通費の援助、日雇（現金、契約）の紹介、住所の設定、日雇雇用保険手帳作成、技能講習（アーク、ガス溶接、フォークリフト）の受講、カウンセリングなど、長期就労へ向けての継続的、包括的支援をした。

対応した係＝労働福祉係・技能講習係・紹介係



【Cさん 42歳】

職歴は、ビルメンテナンス会社、消火栓製造会社に各10年就労。リーマンショック後、業績が急速に悪化、退職を余儀なくされた。その後、職安で常用の就職先も決まらず、派遣会社に登録し仕事をしていた。それも仕事が少なくなり、あいりん地域にて求職。建設業の経験はないが、本人のモチベーションは高く、土木会社を紹介。約3ヶ月就労した。

日雇就労から長期雇用の就労を希望したことから9月より大阪府人材育成支援事業に参加し、長期雇用で薬品会社に就職した。

その他、センターから援助として、短泊の紹介、交通費の援助、カウンセリングなど、長期就労へ向けての継続的、包括的支援をした。

対応した係＝紹介係・労働福祉係・技能講習係

## 2 労働災害に関する相談及び休業補償給付金の立替貸付

地域労働者の約9割が就労している建設業は、労働災害が多発する産業であり、元請の労災保険が適用される。しかし、地域労働者を雇用する事業所の多くは下請・孫請であり、労災保険の手続きを行わないケースもある。また、労災認定が行われても、休業補償費が支払われるまで1ヶ月以上要するため、労働災害に関する手続きの援助及び休業補償費の立替貸付事業を実施している。

近年、立替件数は減少傾向にあるが、対応の困難なケースが占める比率が高くなっている。このため、「センターだより」「労働者べんりちょう」を通じての啓発に加えて、労災保険制度のパンフレット「知っておこう労災保険」を作成し、地域労働者に労働災害にあった時の対応を周知するよう努めている。 [第9表、第10表]

### (1) 労働災害に関する相談

平成24(2012)年度は、震災復興関連工事等による相談件数の増加を見込み、新規相談60件の計画を立てたが、関連工事の求人がほとんどなかったため、新規相談は37件となり、平成23(2011)年度比41.3%の減少であった。

元請が労災と認めず、労働基準監督署に直接休業補償給付を申請するなど、複雑で困難なケースもあった。

### (2) 事業主証明の請求並びに代理請求に係る連絡調整事務

病院スタッフの外部委託が多くなり、事務手続が困難になる傾向がある。立替制度がよく理解されないため、休業確認等の手続がスムーズにいかず、何度もやり取りを要するケースが増えている。

休業補償や障害補償等の請求に係る連絡調整事務は489件、その他労災関係の事務手続などの相談は1,099件であった。

### (3) 労災休業補償給付金の立替貸付

新規立替貸付者9人を含め年間13人に対し、労災休業期間中の生活の安定を図り療養に専念させるため、貸付延日数2,020日分と一括貸付で10,377,000円の立替貸付を行った。立替金の差額精算3,766,638円と合わせ、取り扱い合計は518件14,143,638円であった。

平成23(2011)年度と比べ、貸付実人数は13人で同数であったが、貸付延日数は18日、0.9%の増、取り扱い金額は1,007,792円、6.7%の減であった。

#### (4) 労災立替貸付債権の保全（貸付金の管理、回収）

労災立替貸付金の回収は、センターが本人から委任を受け、労働基準監督署に対し請求手続を行い、支給された休業補償給付金から貸付金を引き去ることにより行っている。

#### (5) 労災休業者の就労自立への支援

労災休業補償により一定の収入が確保される休業期間を活用して、自立に必要なさまざまな支援をしている。例えば、住民票回復・銀行口座開設・建退共を含む各種社会保障制度適用・借金返済・住居確保・技能講習・再就労先紹介・後遺障害等で就労復帰困難な場合の生活保護申請の支援などである。

### 3 労働安全啓発の推進

#### (1) 労働安全啓発の推進

熱中症についての啓発ビラを 2,300 部作成し、事業所や労働者に配布した。

#### (2) 健康管理の推進

高血圧等の労働者が多いため、平成 14（2002）年度より自動血圧計を設置している。血圧計は平成 19（2007）年 7 月に事務所内から待合室に移し、就労前だけでなく、継続的に測定することにより、自主的な健康管理を行うよう推奨している。

平成 24（2012）年度の血圧計の利用人数は延べ 14,219 人で、平成 23（2011）年度の延べ 15,497 人に比べ 1,278 人 8.2%の減少となった。 [第 12 表]

### 4 労働相談

平成 24（2012）年度の賃金未払・労働条件違反等に関する新規労働相談は 147 件で、平成 23（2011）年度と比べ 11.4%の減であった。

継続ケースの再来相談は 474 件で、平成 23（2011）年度より 117 件 19.8%の減少となった。終結は、解決 132 件、中止 3 件で、次年度繰越の相談記録は 28 件である。

解決の内、支払金額が判明しているのは 67 件、1,882,619 円で、平成 23（2011）年度に比べ 10 件、736,519 円の減少となった。なお、労働者が相談に来る前に予め事業所から送金があったのは 7 件で、支払金額判明件数の 10.4%を占めている。

「中途退職したら賃金はもらえないのか。」という初歩的な相談が目についた。これは、長期にわたる求職難で、ベテラン労働者たちが大量に生活保護受給に廻ったため、彼らの就労上の豊富な経験や知識が労働者間で継承されず、新規流入層の中には仕事に行くときの注意事項や、労災事故への対処法などがわからなくなっているという背景がある。

こうした問題点の整理や解決のため、府下の労働基準監督署を訪問し、地域の状況を説明し、協力を求めている。また、大阪労働局との連絡調整会議を 2 回行い、困難な相談に対処している。 [第 11 表]

### 5 医療相談

センターでは、医療に関する様々な相談を受けている。切り傷・擦り傷など軽微なものは、消毒薬や傷テープなどで処置し、受診が必要な労働者には（社福）大阪社会医療センターに診療依頼を行っている。診療依頼件数は、生活保護受給者が増えているため、減少傾向にある。

また、簡易マスクやポケットティッシュを配布し、衛生に関する啓発を行っている。

平成 24 (2012) 年度は、傷テープの配布及び軽微な処置 14,624 件、簡易マスク 12,553 件、ポケットティッシュの支給 13,010 件、診療依頼 885 件であった。歯科・耳鼻咽喉科など医療センターに診療科目がない場合の他機関への案内 656 件、救急車による搬送依頼も 11 件あった。

[第 12 表]

## 6 労働者援助

### (1) 短期宿泊援助

就労・賃金未払い・労災手続のトラブルなどの事情で困っている労働者に加え、派遣切り等の新たに参入してきた労働者の就労支援の対応として、1泊2食の宿泊と食事の提供を、(社福)大阪自彊館に依頼している。平成 24 (2012) 年度は、相談数 2,406 件、措置依頼 1,339 件、宿泊件数 1,339 件であった。

また、大阪府簡易宿所生活衛生同業組合の協力により、平成 11 (1999) 年 8 月から簡易宿所へ 1 泊の無料宿泊紹介を行っている。平成 24 (2012) 年度は、353 件の紹介を行った。

### (2) 労働者疾病予防援助

就労に備えての疾病予防のため、衣類、洗面セット、使い捨てカイロなどの物品 4,096 件の援助を行った。

### (3) 生活就労援助

就労・賃金受領・労災手続、就労支援等を行うため、必要な交通費や宿泊費が不足している労働者に対し、実費程度の少額の金銭援助を行っている。

平成 24 (2012) 年度の相談件数は 720 件で、措置は 112 件であった。

[第 12 表、第 14 表]

### (4) 雇用保険手帳の取得などを含めた就労援助

就労する事業所の連絡先を調べる等の「就労関係相談」は 1,535 件、「雇用保険」の相談は 433 件であった。

### (5) 建設業退職金共済手帳の取得の援助

「建設業退職金共済制度(建退共)」は、建設関係に就労する現場労働者の退職金制度であるが、その制度の案内が 691 件、手帳作成相談 174 件、更新・再交付を含む手帳作成手続援助は 61 件であった。平成 12 (2000) 年 7 月より手続援助を行っており、平成 24 (2012) 年度の新規手帳作成者は 36 人で、累計は 894 人になった。

### (6) 免許証・修了証の再交付相談・手続援助

技能講習修了証等の再交付相談が 454 件あり、再交付の請求手続援助を 128 件行った。

### (7) 戸籍・住民登録等の事務手続の援助

資格証明などに必要な住民登録の相談が 365 件あり、請求手続援助を 31 件行った。住民登録については、平成 20 (2008) 年 5 月の戸籍法改正に伴う本人確認の厳格化のため、手続が煩雑になり、対応が困難になっている。

### (8) 健康保険・年金の資格取得に伴う援助

日雇健康保険証の送付は、遠隔地に出張している労働者が帰阪し、資格確認の手続を行ったものの、取次ぎに一日かかるため「出張先へ保険証を送って欲しい」という要望にもとづ

いたものである。平成 24 (2012) 年度は 197 件の相談を受け、5 件の手続を行った。日雇雇用保険・健康保険手帳所持者の減少に伴い、送付手続も減少している。

### (9) 住居の安定を求める相談者への援助

住居が不安定な労働者に対し、低家賃の住宅に関する情報を提供し、手続の援助を行っている。平成 24 (2012) 年度は、174 件の相談を行った。

住宅相談の一つである「単身者向け UR 住宅 (旧、公団住宅)」の入居案内は、近隣の家賃の安い UR 住宅の募集が少なくなっており、府営・市営住宅は、所得証明等の入居資格を証明する公的書類が必要なため、地域の労働者にとってはハードルが高い状況である。

### (10) その他の援助

「郵便物の受け渡し」「尋ね人」「落とし物」「所得証明」等の相談は、総計で 663 件であった。 [第 13 表]

## 7 労働者福利厚生事業

### (1) たそがれコンサート

労働者が音楽に親しむ機会を提供するため、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部を招いて、萩之茶屋南公園 (三角公園) において「たそがれコンサート」を開催している。平成 24 (2012) 年度は 8 月 30 日 (木) に開催し、約 1,000 人の労働者が、懐かしのメロディーなどの演奏に憩いの一時を過ごした。

たそがれコンサートは昭和 56 (1981) 年から実施し、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の演奏は、平成 2 (1990) 年から行われている。

### (2) 将棋愛好者のつどい

10 月 16 日 (火) に、約 80 名の参加者を得て「将棋愛好者のつどい」を開催した。

この「つどい」は、昭和 55 (1980) 年度から開催しており、32 回目となった。平成 4 (1992) 年より、日本将棋連盟の森信雄七段の指導を受けている。

平成 24 (2012) 年度は、前年度と同様に労働者同士のトーナメント対局のほか、先生のお弟子さんと労働者の多面打ちや、森先生による公開詰め将棋を実施した。

### (3) シャワー室の無料開放

地域労働者に対し、夏と冬の年 2 回、シャワー室の無料開放を行っている。

平成 24 (2012) 年度は、夏は 8 月 20 日 (月) ~ 24 日 (金) の 5 日間 (利用者 1,216 人)、冬は 12 月 26 日 (水) ~ 28 日 (金) と 1 月 4 日 (金) ・ 5 日 (土) の 5 日間 (利用者 839 人) であった。

なお、無料開放時には、必要な労働者に、タオル・石けん・カミソリの給付を行っている。

## 8 広報啓発事業

### (1) センターだよりの発行

求人情報・労働関係の啓発・健康知識の普及を図るため、広報紙「センターだより」を作成し、労働者・登録事業所及び関係機関等に毎月 2,500 部を配付している。行政関係や地域の諸団体・施設と共に、29ヶ所の簡易宿泊所へ手渡しや送付を行い、情報発信力を強めながら、協力体制づくりを行っている。

平成 24 (2012) 年度は、技能講習受講の呼びかけ、高齢者特別清掃事業の登録案内、地域の NPO 紹介記事などを掲載した。

その他、「履歴書の書き方」「糖尿病に注意」「高血圧に注意」など啓発的な記事を適宜掲載した。号外として、「センター周辺マップ」「地域資源紹介」も作成し配付した。

[別紙 参照]

## (2) 求人事業所への啓発・広報

センターだよりの特集記事として、センターでの相談から安定就労につながった労働者の状況や、宿舍調査の報告を行った。

## (3) 労働者べんりちょうの発行

「労働者べんりちょう」は、労働者の日常生活に必要な情報がコンパクトにまとまっており、仕事や生活に役立つと好評である。

12月に2013年版を6,000部作成し、労働者に手渡すとともに、行政関係や地域の諸団体・施設、29ヶ所の簡易宿泊所などへ配付した。

### Ⅲ 技能資格取得促進事業

地域労働者は、現場経験が豊富で、幅広い技能を持ちながらも「資格」を取得する機会に恵まれないため、就労の機会や賃金の向上に結び付かない場合が多く見受けられる。

このため、平成5（1993）年度から、地域労働者の技能資格取得を促進し、就労の機会拡大・地位向上を目的とした、技能資格取得促進事業を行ってきた。

平成13（2001）年度からは厚生労働省が開始した「日雇労働者（等）技能講習事業」を受託し、スキルアップ型の講習を中心に、講習科目、受講者が拡大した。そして、平成19（2007）年度からは常用就職・職種転換につなげるための講習として、「建設機械習熟講習」「造園・林業職種転換講習」「ビルメンテナンス職種転換講習」「自動車運転免許講習」「介護業務職種転換講習」等を行ってきた。

平成24（2012）年度は、多様化する地域労働者のニーズに沿った形で、スキルアップ型講習、職種転換・常用就職型講習の目的である、就労改善や常用就職へのサポート等に資する講習科目を設定した。

#### 1 日雇労働者等技能講習事業の実施

安定就労に結びつく技能講習の実施を目標に事業を進めている。

平成24（2012）年度は、52科目1,103人の募集で、申込者は42科目899人、受講予定者を選考したのは41科目649人（補欠3人を含む）であった。受講者は41科目606人、修了した者は41科目599人であった。

受講希望者が予定数に達せず実施できなかった科目は11あった。

〔第15表〕

##### （1）スキルアップ型講習

主に就労率の向上を目指し、建設業や運輸・製造関係の分野での活用が見込まれる建設機械、玉掛、フォークリフトなど、31科目の講習に528人が修了した。

新たにあいりん地域に流入してきた人々を対象とした「建設業基礎講習」には4名が受講し、センターの日雇窓口求人紹介へと繋げた。

受講希望者がなく実施できなかった科目は、各種作業主任者講習など4科目であった。

		平成24(2012)年度					平成23年度	平成22年度
		募集	申込	選考	受講	修了	修了	修了
スキルアップ型講習合計	科目	35	31	31	31	31	28	32
	人数	910	791	569	535	528	649	667

##### （2）職種転換・常用就職型講習

主に就職をサポートする職種転換・常用就職型講習は、造園・林業関係（1日体験、5日間本講習、チェーンソー、刈払機）、介護業務関係（3日間体験、ヘルパー2級、ガイドヘルパー）、自動車運転免許関係（中型免許を保有する受講者の大型自動車、普通免許を保有する受講者の大型自動車、大型特殊自動車、けん引、普通2種、大型2種）、運輸雇用プログラム、パソコン講座、建設機械習熟、警備業事前講習の17科目を企画した。その内、10科目を実施し、71人が修了した。

今年度新たに計画した講習は、パソコン講習、建設機械習熟、運輸雇用プログラムである。

パソコン講習においては、日雇労働の将来に不安を抱き、主にパート労働への転職に必要なパソコン技術の習得を目指す、比較的高齢な受講者が多く見受けられた。建設機械習熟においては、申込者8名全員が修了した。このことは、今後、より需要が増すと思われる公共工事等に向けて、建設機械の技術習得をおこない、就職に結びつけようとする受講者が多いものと思われる。

介護業務関係では、3日間の介護業務を体験し、ヘルパー2級講習に進んでおり、申込者5名全員が資格を取得した。取得者5名のうち3名は常用就職先が決まり、1名は更に上級の資格取得を目指しており、修了者の意欲の高さがうかがえる。

また、自動車運転免許関係の大型自動車、大型特殊自動車は、資格取得後に多くの受講者が常用就職している。

希望者がなく実施できなかった科目は、林業1日体験、ガイドヘルパー、運輸雇用プログラム、警備業事前講習、自動車運転免許関係（けん引、普通2種、大型2種）の7科目であった。

自動車運転免許関係の、けん引、普通2種、大型2種に関しては、希望者はいたが就労相談、カウンセリングをおこなったところ、資格取得後の常用就職への意欲がみられなかったため、実際の受講までは至らなかった。

今後、ガイドヘルパー、警備業事前講習、林業1日体験、運輸雇用プログラムの実施にあたっては、常用就職する職種への誘導（就職先の提供）、資格などの取得後に就労する職種の賃金体系、チラシ・ポスター等の広報、総合相談を行う職員への周知、講習の継続・廃止などを精査し、より役立つ講習の展開を行っていきたい。

		平成 24(2012)年度					平成 23年度	平成 22年度
		募 集	申 込	選 考	受 講	修 了	修 了	修 了
職 種 転 換 ・ 常用就職型講習	科目	17	11	10	10	10	10	11
	人数	193	108	80	71	71	57	89

### (3) 常用就職などの安定雇用への就労支援

職種転換・常用就職型の講習科目を受講する労働者を対象に、就職活動セミナーを開き、履歴書の書き方や面接マナーなどの講習を行った。また、申込者が求職相談を希望する場合は、紹介窓口へ誘導し、安定した就労生活を送れるよう就労支援を行った。 [第16表]

#### ① 受講申し込み時の支援

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業、生活状況等を把握し、スキルアップ型講習、職種転換・常用型講習のメニューを提示し、最適な講習の受講を勧めた。

また、雇用状況の悪化から、生活保護の適用を受けている労働者も窓口を訪れ、再就職にチャレンジするケースも見受けられ、総合的な支援を行うことに努めた。

#### ② キャリアカウンセリングの実施及び受講後の支援

職種転換・常用就職型講習の受講者全員と、スキルアップ型講習受講者で希望する者に、キャリアカウンセリングを行い、その結果を踏まえた就職活動への支援を行った。

平成 24 (2012) 年度は 79 件のキャリアカウンセリングを行い、就職活動や職種転換を支援した。

#### <アンケート>

講習事業の効果を測定するため、受講修了後3ヶ月を経過した労働者に対して、アンケー

トを実施している。

平成 24 (2012) 年度は 454 名から回答があり、「受講が役立っている」が 372 人で 81.9% を占めた。

この内、「就業日数が増加した」「働く事業所が増えた」「賃金が増加した」「常用就職した」など、資格を取得したことで直接的な効果があったと答えた受講者は約 6 割に上った。

また、「役立っていない」と回答した受講者の多くは、雇用状況の悪化を挙げており、資格を取得した後の就労に向けたアフターフォローの必要性が高まっている。

### ③ 合同就職面接会への誘導

職種転換・常用就職型講習の警備業を希望する者に対して、講習最終日に合同就職面接会を計画した。

しかしながら、警備業事前講習を開催できる定員に達せず、講習を行わなかったため、合同就職面接会も開催できなかった。警備業事前講習を申込んだ対象者には、個別に、紹介系の職業相談へ誘導した。

### ④ 就職活動講習会の開催

安定就労をめざす者を対象とした、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などを指導する講習会に 26 名が参加した。

### ⑤ 受講相談

就労に必要な技能講習についての問い合わせや相談には、センターで行っている講習科目を中心に説明しており、相談・案内を 701 件行った。

## 2 技能講習情報の提供

地域労働者を雇用するセンター登録事業所に対し、技能講習を案内するリーフレット等の送付を 567 件行った。 [第 16 表]



## IV 日雇労働者就職援護施設の管理・運営

日雇労働者の就労あっせん並びに福祉の向上を目的に建設された、あいりん労働福祉センターの管理を大阪府から受託して、施設の管理及び運営に努めている。

労働施設は、就労あっせん施設や日雇雇用保険・健康保険認定事務のための労働者の待合施設の機能を有しており、これら施設機能の適正な維持に努めている。

労働者の福利施設の管理運営として、食堂・売店・シャワー室の経営委託の他、小間割店舗への施設貸付業務を行い、労働者に低廉で行き届いたサービスが提供されるよう委託業者等を指導し、施設利用労働者の福利厚生を図った。 [第17表、第18表]

### 1 施設管理業務

あいりん労働福祉センターのシャッターの開閉業務、娯楽施設の適正な利用、受電設備等の維持管理、防火管理、衛生管理、施設内の秩序維持、場内指導等の日常業務を適正に行い、日雇労働者福祉施設の機能維持を図った。

施設（寄場）内利用者数 年間延 379,889人

### 2 福利施設事業者等への指導

食堂・売店・シャワー室の委託業者及び小間割店舗の業者に対して指導を行い、施設利用労働者の福利厚生向上を図った。

食堂・シャワー室等の委託業者 3業者 4店舗  
小間割店舗の業者 7業者 8店舗

### 3 環境美化業務

あいりん労働福祉センターの環境美化を図るため、日常清掃、消毒、放置自転車の整理、落書きの始末等を行った。

放置自転車の整理 日平均 77台  
自転車の処理（撤去） 年間 132台  
落書きの始末 年間 48件

### 4 事故対策業務

シャッター閉鎖時の妨害・暴行傷害行為への対応、焚火の始末、設備等破損の修復、便所・下水の詰り等への対応措置を行った。

シャッター閉鎖時の妨害等 年間 37件  
消火活動・焚火の始末 年間 7件

### 5 労働者救護業務

あいりん労働福祉センター内において、負傷・疾病労働者の救護や泥酔者の緊急保護を行った。

負傷・疾病労働者の救護 年間 30人

## V あいりん労働福祉センター特別清掃事業

あいりん労働福祉センターの環境美化と、就労機会の減少している地域高年齢日雇労働者の就労機会の確保を図るため、特別清掃事業を実施した。

就労労働者数 月平均 594人  
[第19表]